

短期研修契約書

(以下「甲」という。)と県立広島病院長 木矢 克造 (以下「乙」という。)との間において、短期研修に関し、次のとおり契約を締結した。

(委託期間)

第 1 条 甲が乙に短期研修医 _____ を委託する期間は、
平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとする。

(報酬等)

第 2 条 研修期間中、乙は研修生に対し報酬は支払わないものとする。ただし、当院の指揮命令による実績手当 (時間外勤務、宿日直等) は当院の規定により支給する。

(研修生の負傷等)

第 3 条 研修中に生じた研修生の負傷及び疾病等は、甲の責任において処理するものとする。

(損害賠償等)

第 4 条 研修生が研修中、故意または重大な過失により患者に損害を与え又は病院の施設器具等を破損した場合は、甲は、その賠償の責を負うものとする。

(研修生の服務)

第 5 条 研修生は、研修期間中、乙の定める諸規定を遵守し、関係職員の指示に従わなければならない。

(補足)

第 6 条 その他研修の内容に関し、変更の必要が生じた場合、もしくは本契約に定めない事案が生じた場合は、甲乙協議のうえ誠実にこれを処理するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その 1 通を所持する。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲

院長

印

乙 広島市南区宇品神田一丁目 5 番 54 号
県立広島病院
院長 木矢 克造 印